

令和6年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	久留米市体育施設(18施設) ①荘島体育館 ②西部地区体育館 ③旭町テニスコート ④筑後川漕艇場 ⑤善導寺公園相撲場 ⑥西田テニスコート ⑦西田体育館 ⑧山本運動広場 ⑨北野グラウンド ⑩北野テニスコート ⑪北野ゲートボール場 ⑫北野筑後川グラウンド ⑬北野武道場 ⑭北野体育館 ⑮中干出公園照明設備 ⑯大島公園照明設備 ⑰西国分小学校照明設備 ⑱荒木中学校照明設備
所在地	荘島町11-1 他
指定管理者	公益財団法人 久留米市スポーツ協会
モニタリングにあたっての基本方針・方法等	基本協定書第20条の規定に基づく「業務報告書(毎月)」及び「年度業務報告書」に加え、同協定書第23条の規定に基づく四半期毎のモニタリングの実施により状況を把握。また、必要に応じて連絡を取り、モニタリングを実施した。
担当部課	市民文化部体育スポーツ課 TEL : 0942-30-9226 FAX : 0942-38-2259

	業務の履行状況	サービスの質	サービス提供の安定性
結果判定	B	B	B

■ モニタリングの総括コメント

- ・ 条例、規則、協定等を遵守し、「市民の体位向上及びスポーツ振興を図る」という体育施設の設置目的を達成するための管理運営が適切になされている。
- ・ 施設の状況、修繕状況や課題について市と連携し、維持及び改善に努めている。
- ・ 利用者アンケートでは、不満足の手がかりが一定数みられる。利用者の声を積極的に聞き、今後も適切な管理運営を実施し、さらなるサービス向上に努めること。

■ 今後の改善項目等

- ・ 利用者が安心・安全に施設を利用できるように、市と連携し、利用施設の修繕等を適切に行い、施設の適切な管理に努めること。
- ・ 利用率の低い施設については、その要因を分析し、利用率の向上、より良いサービスの提供に努めること。
- ・ アンケートでいただいた意見に対しては速やかに・誠実に対応し、利用や満足度の向上に努めること。

モニタリングの基本項目		モニタリング結果の概況と改善項目	要求サービス水準	サービス水準の達成状況（実績）
業務の履行状況	事業・業務の状況	複数の施設で利用者数、利用率の向上がなされた。	適正に施設の管理運営を行うとともに、前年度比で施設の稼働率を上げる。	適切に施設の運営がなされ、複数の施設で利用者数、利用率の向上がみられる。 【B】
	管理運営における基本的事項	概ね良好であった。		
	会計処理の状況	概ね良好であった。		
	施設の維持管理状況	概ね良好であった。		
サービスの質の状況	職員サービスや広報等の状況	概ね良好であった。	施設利用者のニーズを把握し、利用者の満足度が上がるようサービスの向上を図る。	アンケートによる満足度調査では一定の水準を保っているものの、不満足の見解も見られる。寄せられた意見を確認し、更なる満足度の向上に努めること。 【B】
	施設運営上のサービス状況	概ね良好であった。		
サービス提供の安定性の状況	通常サービス業務の収入状況	概ね良好であった。	指定管理事業による収支の黒字化を維持するとともに、自主事業の収支の適正化を図る。	人件費、物件費の高騰や修繕費の変更等があったが、他の支出項目との調整や積極的な自主事業を行うことにより、適切に、予算の執行を行っている。 【B】
	通常サービス業務の支出状況	概ね良好であった。		
	自主事業の収入状況	概ね良好であった。		
	自主事業の支出状況	概ね良好であった。		